

犬の登録と狂犬病予防集合注射を実施します

○対象の犬 生後 91 日以上犬

○手数料

・登録料 1頭につき 3,000 円

・予防注射 1頭につき 3,110 円

○愛犬が死亡したとき、住所を変更したとき、飼い主が変更したときは死亡届・変更届が必要となりますので、電話などで連絡しましょう。

○犬はきちんと鎖でつなぎ、放し飼いは絶対にやめましょう。

○散歩中に出た犬のフンは必ず持ち帰りましょう。

○今回の集合注射を諸事情により接種できない場合は、町外の動物病院で予防注射を年 1 回必ず接種しましょう。

また、交通手段のない飼い主の方は、電話などで相談してください。

※当日は、おつりのいらぬようご協力願います。

●問い合わせ先

建設課環境衛生係 ☎ 52 - 2179

月日	地区	実施場所	実施時間
5月20日(火)	下金山	斉藤昭彦宅前	9:00 → 9:05
		下金山地区多目的センター前	9:10 → 9:35
		黄金会館前	9:35 → 10:00
	金山	高台会館前	10:10 → 10:20
		十梨別会館前	10:30 → 10:40
		金山郵便局横 金山地区コミュニティセンター前	10:45 → 11:10 11:15 → 11:25
東鹿越	旧消防東鹿越分遣所横駐車場	11:45 → 12:00	
5月21日(水)	北落合	新幾寅団地幼児公園前	13:30 → 13:40
		南団地公営住宅児童公園前	13:45 → 13:55
		栄町児童公園前 勤労青少年センター前駐車場 岡田敦子宅前	14:00 → 14:20 14:25 → 14:50 14:55 → 15:00
	落合	北落合除雪管理センター前	9:00 → 9:15
		蛭名英樹宅前	9:20 → 9:25
		寺田秀三宅前	9:30 → 10:00
幾寅	佐々木キクエ宅前	10:10 → 10:25	
	落合地区多目的センター前	10:30 → 11:00	
	目黒義重宅前 佐藤清次郎宅前	11:10 → 11:45 11:55 → 12:00	
幾寅	東町公営住宅児童公園前	13:30 → 13:50	
	幾寅老人憩いの家前	13:55 → 14:15	
	グリーン団地幼児遊園地前 保健福祉センターみなくる駐車場	14:20 → 14:40 14:45 → 15:00	

死亡した野鳥には触らないで！

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と濃密な接触をするなど特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられており、野鳥から人に直接感染した例は報告されていません。

しかし、野鳥は様々な細菌や寄生虫等をもっていることもあるので、こうした細菌等が野鳥から人へ感染することを防止することが重要です。

日常生活において、野鳥からの感染を過度に心配することはありませんが、野鳥と接する場合には次の点に注意しましょう。

●死んでいたり、衰弱している野鳥を見つけても、素手で触らないようにしましょう。

●野鳥の排泄物等に触れた後は、手洗いとうがいをしましょう。

●水辺等に立ち寄って、水鳥類の糞を踏んだ場合は、靴底を洗きましょう。

死んでいる野鳥を見つけた場合、衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死亡することもあるので、直ちに取引インフルエンザを疑う必要はありません。

なお、鳥インフルエンザに関するお問い合わせは下記のとおりです。

○問い合わせ先

上川総合振興局保健環境部環境生活課 ☎ 0166 - 46 - 5924・建設課環境衛生係 ☎ 52 - 2179

富良野保健所 (☎ 23 - 3161)

ご存知ですか？「筆界特定制度」

法務局では「筆界特定制度」に基づく、筆界特定申請を受け付けています。

「筆界特定制度」とは、あなたの大事な土地が登記された際の筆界を明かにする制度です。

所有者の経済的負担が少なく、裁判所の境界確定訴訟より迅速に筆界を特定できます。

隣接地との筆界がわからなくて困っている方、筆界について隣地の所有者との間で争いがある方は、筆界特定申請について、最寄の法務局へご相談ください。

●相談窓口

※旭川市宮前通東 4155 番 31 旭川地方法務局登記部門 表示登記専門官

☎ 0166 - 38 - 1145